

## 第十節 地域団体商標の手数料の軽減

### I 福島復興再生特別措置法による手数料の軽減

平成 24 年 3 月 31 日に福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）が公布されました。この法律は、東日本大震災による地震、津波被害に加えて、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の置かれた特殊な諸事情を踏まえ、福島の復興及び再生のための特別の措置を定め、これを推進することにより、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資するために制定されたものです。

同法において、福島の復興及び再生のための特別の措置の一つとして、商標法の特例を設けました。これにより、原子力災害に伴う風評被害等によって著しく毀損した福島の農産物、観光等に係るブランドの再生等を支援することとしています。

当該特例の具体的な措置は、同法に基づいて、福島県知事が作成し、内閣総理大臣が認定した産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に関する地域団体商標の商標登録について、その事業の実施期間内に限り、出願手数料・登録料を軽減するものです。

#### 1. 軽減措置に係る要件

##### (1) 出願手数料の軽減を受けられる者（主体に係る要件）

地域団体商標登録出願人が、福島復興再生特別措置法第 5 4 条に規定する商品等需要開拓事業の実施主体（第 3 項）であること。

##### (2) 商標に係る要件

軽減の対象となる地域団体商標については、認定産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであること。

同法第 5 4 条第 3 項に規定する認定産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るもののみを支援の対象とします。そのため、出願人が、当該事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であることを証する書面を提出する必要があります。

##### (3) 出願に係る時期的要件

商品等需要開拓事業の実施期間内に提出されたものであること。

#### 2. 措置の内容

出願手数料：1 / 2 軽減（福島復興再生特別措置法施行令第 2 1 条）。

#### 3. 軽減の手続

軽減を受けるためには、地域団体商標登録願（様式見本 2）を提出するとともに、出願手数料軽減申請書（様式見本 1）を提出しなければなりません。

また、出願手数料軽減申請書には、上記 1. (2) の認定産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面（様式見本 3）を添付しなければなりません。

様式見本 1 : 出願手数料軽減申請書

<b>出願手数料軽減申請書</b>	
(福島復興再生特別措置法第 5 4 条第 3 項の規定による軽減)	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
あて先	特許庁長官 殿
1. 出願の表示	平成 年 月 日提出の地域団体商標登録願 (※) (整理番号 : 〇〇〇〇)
2. 申請人	
識別番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9
住所又は居所	〇〇県〇〇市・・・・
氏名又は名称	〇〇〇〇協同組合
代表者	〇〇〇〇〇
3. 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	
4. 提出物件の目録	
地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面	1

(※) 出願番号の通知を受けていないときは、出願書類の提出日及び整理番号を記載します。

様式見本 2 : 地域団体商標登録願

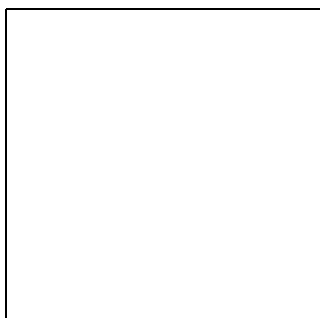
【書類名】 地域団体商標登録願

【整理番号】

【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【商標登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

(印 又は 識別ラベル)

【法人の法的性質】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(印 又は 識別ラベル)

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【その他】 福島復興再生特別措置法第 5 4 条第 3 項の規定による出願手数料の 1 / 2  
軽減 (※)

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第 7 条の 2 第 1 項に規定する組合等であることを証明する書面 1

【物件名】 商標法第 7 条の 2 第 2 項に規定する地域の名称を含むものであることを証明  
する書類 1

(※) 共同出願の場合に軽減を受ける者の持分について軽減を受ける場合は、【その他】の欄を次のように記載し、持分証明書を添付してください。

【その他】 福島復興再生特別措置法第54条第3項の規定による出願手数料の  
1/2軽減 (〇〇協同組合 持分〇/〇)

〔備考〕

- 1 福島復興再生特別措置法第54条第3項の規定を受けようとするときは、【提出物件の目録】の欄の前に【その他】の欄を設け、「福島復興再生特別措置法第54条第3項の規定による出願手数料の1/2軽減」と記載する。
- 2 福島復興再生特別措置法第54条第5項の規定により各共有者ごとに「出願手数料の金額（減免を受ける者にとっては、その減免後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た金額を納付するときは、「福島復興再生特別措置法第54条第3項の規定による出願手数料の1/2軽減（〇〇〇協同組合 持分〇/〇）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載する。

様式見本3： 地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面

地域団体商標と商品等需要開拓事業の関連性を証する書面

平成 年 月 日

1. 軽減申請に係る出願の表示

平成 年 月 日提出の地域団体商標登録願（整理番号：〇〇〇〇）

2. 申請者

住所又は居所 〇〇県〇〇市・・・・

氏名又は名称 〇〇〇〇協同組合

代表者 〇〇〇〇〇 (印)

3. 地域団体商標と事業に係る商品又は役務との関連性

当該軽減申請の申請者が実施する商品等需要開拓事業は、内閣総理大臣が認定した産業復興再生計画に定められたものであり、△△（地域団体商標）を〇〇という商品（役務）に使用し、その需要を開拓するために、××××という取り組みを実施しているものである。

## II 中小企業地域資源活用促進法による手数料の軽減

中小企業地域資源活用促進法において規定する、主務大臣の認定を受けた地域産業資源活用事業計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる地域産業資源活用事業に係る商品又は役務（以下「認定地域産業資源活用商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が当該地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者（以下「認定地域産業資源活用事業者」という。）であるときは、その事業の実施期間内に限り、出願手数料、設定登録料又は更新登録料が1／2に軽減されます。

### 1. 軽減措置に係る要件

#### (1) 出願手数料の軽減を受けられる者

中小企業地域資源活用促進法第14条第1項及び第2項に規定される認定地域産業資源活用事業者であること。

#### (2) 商標に係る要件

認定地域産業支援活用事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であること。

※中小企業地域資源活用促進法第6条第1項の認定及び法第7条第1項の変更の認定等に係る認定計画に従って行われる地域産業資源活用事業に係る商品又は役務に係るもののみが支援の対象となります。

#### (3) 出願に係る時期的要件

認定地域産業資源活用事業の実施期間内に提出されたものであること。

### 2. 措置の内容

出願手数料：1／2軽減（中小企業地域資源活用促進法施行令第3条第2項）

### 3. 軽減の手続

軽減を受けるためには、地域団体商標登録願（様式見本2）を提出するとともに、出願手数料軽減申請書（様式見本1）を提出しなければなりません。

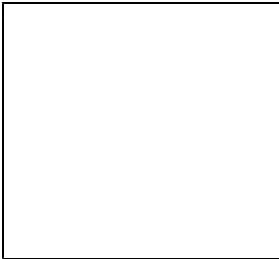
また、出願手数料軽減申請書には、地域団体商標と地域産業資源活用事業の関連性を証する書面（様式見本3）と認定計画の写し（認定申請書及び地域産業資源活用事業計画に係る認定書の写し）を添付しなければなりません。

様式見本 1 : 出願手数料軽減申請書

<p>出願手数料軽減申請書</p> <p>(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 第 14 条第 2 項の規定による軽減)</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p>	
あて先	特許庁長官 殿
1. 出願の表示	平成 年 月 日提出の地域団体商標登録願 (※) (整理番号: 〇〇〇〇)
2. 申請人	識別番号 住所又は居所 氏名又は名称 代表者
3. 代理人	識別番号 住所又は居所 氏名又は名称
4. 提出物件の目録	地域団体商標と地域産業資源活用事業の関連性を証する書面 1 認定計画の写し 1

(※) 出願番号の通知を受けていないときは、出願書類の提出日及び整理番号を記載します。

様式見本 2 : 地域団体商標登録願

【書類名】	地域団体商標登録願
【整理番号】	
【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】	
	
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	
【第 類】	
【指定商品（指定役務）】	
【商標登録出願人】	
（【識別番号】）	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
（【代表者】）	（印 又は 識別ラベル）
【代理人】	
（【識別番号】）	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	（印 又は 識別ラベル）
（【手数料の表示】）	
（【予納台帳番号】）	
（【納付金額】）	
【その他】	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第 14 条第 2 項の規定による出願手数料の 1 / 2 軽減 （※）
【提出物件の目録】	
【物件名】	商標法第 7 条の 2 第 1 項に規定する組合等であることを証明する書面 1
【物件名】	商標法第 7 条の 2 第 2 項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書面 1

（※）共同出願の場合には、軽減を受ける者の持分を以下のように記載し、持分を証する書面を地域団体商標登録願に添付して提出する必要があります。

【その他】	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第 14 条第 2 項の規定による出願手数料の 1 / 2 軽減 （〇〇協同組合 持分〇 / 〇）
-------	--

〔備考〕

- 1 中小企業地域産業資源活用促進法第 14 条第 2 項の規定を受けようとするときは、【提出物件の目録】の欄の前に【その他】の欄を設け、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第 14 条第 2 項の規定による出願手数料の 1 / 2 軽減」と記載する。
- 2 中小企業地域産業資源活用促進法第 14 条第 2 項の規定により各共有者ごとに申請手数料の金額（軽減を受ける者にあつては、その軽減後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た金額を納付するときは、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第 14 条第 2 項の規定による出願手数料 1 / 2 軽減（〇〇協同組合 持分〇 / 〇）」のように軽減を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を軽減を受ける者ごとに行を改めて記載する。

様式見本 3：地域団体商標と地域産業資源活用事業の関連性を証する書面

地域団体商標と地域産業資源活用事業の関連性を証する書面	
	平成 年 月 日
1. 軽減申請に係る出願の表示	
	平成 年 月 日提出の地域団体商標登録願（整理番号：〇〇〇〇）
2. 申請人	
住所又は居所	〇〇県〇〇市・・・・
氏名又は名称	〇〇協同組合
代表者	〇〇〇〇 印
3. 地域団体商標と事業に係る商品又は役務との関連性	
	当該軽減申請の申請者が実施する地域産業資源活用事業は、▲▲経済産業局長が認定した地域産業資源活用事業計画に定められたものであり、△△（地域団体商標）を●●という商品（役務）に使用し、その需要を開拓する取り組みを実施（認定計画××頁参照）しているものである。